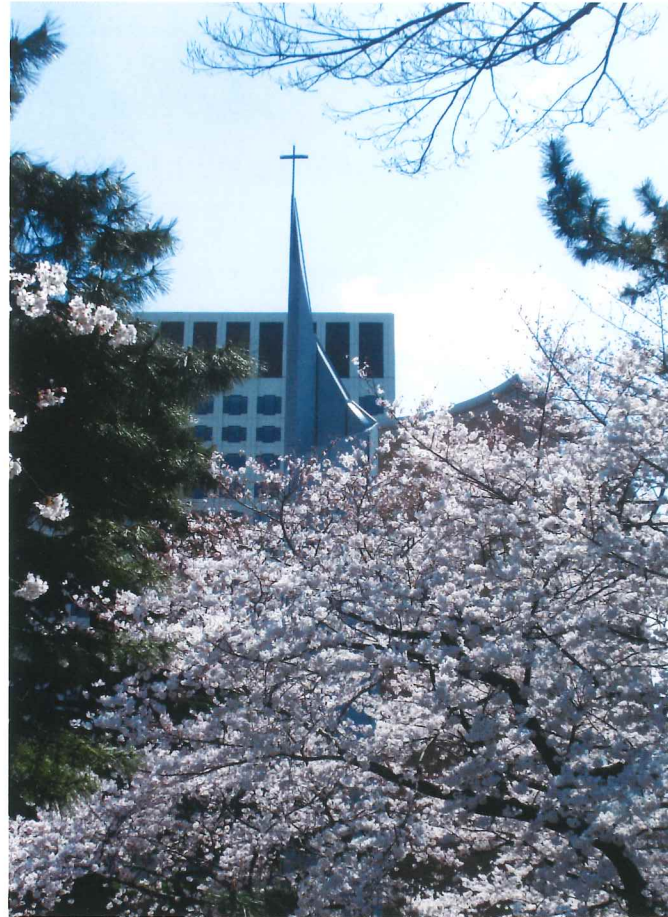


上智社会福祉専門学校年譜

- 1964 (昭和 39) 上智大学社会福祉専修科 開設
(社会福祉主事養成夜間 2 年課程)
- 1966 (昭和 41) 上智社会福祉専修学校となる
保母(現・保育士)科 開設
- 1969 (昭和 44) オリキャン、社専祭始まる
- 1976 (昭和 51) 上智社会福祉専門学校となる
- 1982 (昭和 57) 児童指導員科 開設
- 1993 (平成 5) 介護福祉士科 開設
- 1997 (平成 9) 児童指導員科を改組、
社会福祉士・児童指導員科となる
- 2001 (平成 13) 社会福祉主事科学生募集停止
- 2002 (平成 14) 社会福祉主事科 廃科
- 2006 (平成 18) 精神保健福祉士通信課程(短期)
開設
- 2011 (平成 23) 介護福祉士科 昼間 2 年課程となる



社専ソフィア会のあゆみ

- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 会長 初代 | 故・本田醇一 | (第 1 期生) |
| 2代 | 故・桜井欽吾 | (第 3 期生) |
| 3代 | 梅基忠明 | (第 1 期生) |
| 4代 | 桜井 猛 | (第 5 期生) |
| 現会長 | 三浦和行 | (第 13 期生) |

主な活動

- | | | | |
|-------------|--|-------------|--|
| 1968. 5. 12 | 同窓会設立総会(会則制定) | 2001. 3 | 社専ソフィア会インフォメーションパンフレット
作成・配布開始 |
| 1988. 6. 26 | 会の名称を「上智社会福祉専門学校ソフィア会」
とする | 2002. 2. 2 | ハビエル・ガラルダ先生
ハイメ・カスタニエダ先生
井上英治先生
「最終講義と感謝の集い」開催 |
| 1988.10. 25 | 「創立 25 周年記念同窓会名簿」発行
(上智社会福祉専門学校、社専ソフィア会の
合同事業) | 2003. 3. 3 | 「最終講義 講演記録集」発行 |
| 1994.12. 11 | 再建総会(活動方針・財政基盤強化) | 2003. 12 | 「会員名簿 増補改訂版」発行 |
| 1995.12. 15 | 卒業生による就職指導相談会 | 2006 年度 | クラス会等サポート事業開始 |
| 1996 年度 | 就職支援事業 HOT.FAX サービス
研究開発事業 主事科総合コースの一部開放 | 2008 年度 | 上智大学創立 100 周年(社専創立 50 周年)
記念誌作成への協力 |
| 1998 年度 | 卒業生消息・個人情報メンテナンス
(業者委託による) | 2009.11. 29 | 「創立 50 周年に向けての特別講演と親睦会」
開催
(上智社会福祉専門学校、社専ソフィア会の共催) |
| 1999. 3. 31 | 「社専ソフィア会 会員名簿」発行 | 2013.11. 17 | 「創立 50 周年記念講演会・祝賀交流会」開催(同上) |
| 2000 年度 | 会員個人情報の自主管理に向けての準備 | | |
| 2001. 1. 12 | 社専ソフィア会ホームページ開設 | | |

上智社会福祉専門学校ソフィア会 2017 年 1 月 作成

〒 102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智社会福祉専門学校内
TEL & FAX : 03-3238-3027 E-mail : syasensophiakai@honey.ocn.ne.jp
ホームページアドレス : <http://www.sophia-sw.jp/graduate/sophia/>



上智社会福祉専門学校ソフィア会

インフォメーション



上智社会福祉専門学校ソフィア会(通称社専ソフィア会)とは、卒業生同士の親睦と研究、後輩の指導と精神的援助を目的として設立された、上智社会福祉専門学校の同窓会です。

(左の写真は 2016 年 10 月 1 日の総会にて)



上智社会福祉専門学校ソフィア会
会長 三浦 和行

上智社専の精神を次の世代に繋げるために

会員の皆様には、日頃より上智社専ソフィア会に対してご支援とご協力を賜わり誠にありがとうございます。お陰様で 2013 年には学校創創立 50 周年記念事業を滞りなく終えることが出来ました。今後も上智学院、上智社専の発展を切に願ってやみません。

50 年の歩みが今後の方向について示唆することは「創立の精神を忘れずに」歩んでいるかです。これからも「他者のために、他者とともにある」という理念がなければなりません。

上智社会福祉専門学校ソフィア会は、同窓の皆様や後輩学生の支援活動などを行いますが、皆さんのいろいろな分野や考え方があり、それでいて一つの全体なものですから、共に育み合う、そのような同窓会の働きと関わりを願っています。上智社専での「人間を尊重し、愛する」福祉の学び、先生方の指導や友と共に過ごした時間は、決して忘れることなく、今もあの時のように出会うことができます。

社会経済が激動する中で、「いま」という時代の要請も受け止めながら、Sophia(叡智)を胸に、同窓会活動を皆様と共に進めていきたいと考えています。何卒一層のご協力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



上智社会福祉専門学校
校長 高山 貞美

キリスト教精神に基づく専門職養成校として

2016 年(平成 28 年)、上智社会福祉専門学校は創設されて 53 年目を迎えました。「他者のために、他者とともに」という言葉をモットーに、キリスト教精神に基づく教育を通して、専門職業人の育成に努めてまいりました。幸いなことに、これまでに 5,000 名を超える卒業生を輩出し、それぞれの方が社会のさまざまな方面で活躍しております。

本校はこれまでの経験をふまえ、①国家資格取得のための養成校としての充実 ②現任者等を対象とする継続教育の充実 ③教育環境・学生支援の充実化のために、積極的に取り組んでおります。また、上智大学総合人間科学部および大学院との連携を強めながら、より高度な専門職への道を拓いています。

最後に、社専ソフィア会の方々の皆様方のご協力に対して深くお礼申し上げますとともに、上智社専の更なる発展のための一層のご協力をお願い申し上げます。地の利、人の利に恵まれた本校が、プロフェッショナルな人材養成の拠点として、これからも広く社会に貢献することができるよう努力してまいります。

上智社会福祉専門学校ソフィア会会則

1968年（昭和43年）5月12日 制定
1988年（昭和63年）6月26日 一部改正
1994年（平成6年）12月11日 一部改正
2003年（平成15年）2月2日 一部改正
2006年（平成18年）6月25日 一部改正
2007年（平成19年）6月24日 一部改正

1条 本会は上智社会福祉専門学校ソフィア会と称し、その事務局を上智社会福祉専門学校内に置く。

2条 本会は会員相互の親睦と研究の場とし母校との連絡を密にし、もって後輩の指導と精神的援助にあたる。

3条 本会の目的に従って次の活動を行う。

- ① 会員情報の維持及び管理
- ② 本会の活動に資する情報の提供
- ③ 母校の事業計画に対する積極的協力
- ④ 在校生に対する精神的・物質的援助
- ⑤ 学内諸団体および卒業生諸団体との連絡
- ⑥ その他前各項の目的達成のために必要と認められた事業

4条 本会は正会員、名誉会員で組織する。

- ① 正会員
 - 1 上智社会福祉専門学校卒業生
 - 2 上智社会福祉専門学校精神保健福祉士通信課程（短期）の修了者で、本会への入会を希望した者
 - 3 上智社会福祉専門学校に在籍した者で本会への入会を希望し、役員会の承認を得た者
- ② 名誉会員
 - 1 上智社会福祉専門学校の校長及び校長経験者
 - 2 母校及び本会のために功労があった者で役員会の承認を得た者

5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名
- ③ 委員 10名以内
- ④ 会計監査 2名
- ⑤ 相談役 若干名
- ⑥ 事務局長 1名

6条 役員の実務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 委員は役員会を組織し、会則に定める事項を決議し、執行する。
- ④ 会計監査は本会の会計を監督する。

7条 会長、副会長、委員及び会計監査は、役員会の推薦に基づき、総会の決議により選任する。

8条 本会の役員の実任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

9条 本会に相談役を置くことができる。

相談役は会長が正会員、名誉会員及び上智社会福祉専門学校教職員の中から推挙し、役員会の承認を得る。
相談役は重要な会務につき、会長の諮問に応じる。

10条 本会の会員にして住所、姓名、業務等を変更した時はその旨本会に届け出る。

11条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

12条 正会員は同窓会費を拠出するものとする。

会費の額は、総会によって決定する。

13条 本会の総会は年1回開催する。

- ① 役員会の決議によって臨時に総会を開くことができる。
- ② 必要に応じて地域別、各期生別に集会を開くことができる。

14条 定期総会においては、前年度会務の報告、役員の実選出、会則の改正、その他本会にかかる重大な事項について決議する。

15条 総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決する。

可否同数の場合は議長がこれを決する。

16条 会則の明文なき事項にして臨時、急を要する場合には役員会決議による。

17条 事務局は本会の事務を執行し処理する。

- ① 事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。
- ② 事務局長は会長の任免による。
- ③ 事務局長は事務局を統括する。

細 則

会費は年額2,000円とする。

納入会費の総額が40,000円に達した会員からは、以後の会費を徴収しない。

年齢が70歳以上で、年会費の支払いが困難な会員は、申請により会費の支払免除を受けることができる。